別紙2

(表面)

診療報酬明細書等の開示を依頼される方へのお知らせ(遺族用)

|  |
| --- |
| 　国民健康保険においては、遺族からの診療報酬明細書等の開示依頼があった場合、被保険者の生前の意思や名誉との関係で問題が生じるおそれがないか等を確認した上で開示をしているところであります。　「診療報酬明細書等開示依頼書（遺族用）」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧いただき、必要書類等をご持参の上、手続きされるようお願いします。1　開示依頼ができる方　開示依頼ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。　(1)　被保険者が死亡している場合は、当該被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準じる者　(2)　(1)の方が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人　(3)　(1)の方から診療報酬明細書等の開示依頼をすることにつき委任をした代理人(任意代理人)2　開示依頼に当たって必要な書類等　市民課国民健康保険グループへ、開示依頼をされる方本人が直接、次の書類等をご持参の上、手続きしてください。　(1)　診療報酬明細書等開示依頼書(遺族用)　(2)　開示依頼を行う方の本人確認ができる書類(詳細は裏面のとおり)　　※　窓口における開示依頼の手続きが困難な場合については、郵送による手続きも可能です。(この場合、開示にかかる文書の送料が必要となります。)3　開示依頼を行う方の本人確認　開示の依頼ができるのは上記1の該当者本人に限っており、また、手続き等に当たって、開示依頼を行う方本人であることを確認するため必要書類の掲示を求めていますが、これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことであり、ご理解をお願いします。4　保険医療機関等に対する事前確認　診療報酬明細書等が医師の個人情報となる場合については、遺族の同意が得られていれば、開示についての意見を保険医療機関等に照会を行うこととしております。　また診療報酬明細書等が医師の個人情報とならない場合については、遺族の同意が得られていれば、開示した旨のお知らせを行うこととしております。　なお、同意が得られていない場合で診療報酬明細書等が医師の個人情報となるときは、不開示決定されることとなります。5　診療内容に係わる照会　診療内容についての照会に対しては、お答えできませんので、ご了承ください。6　開示決定等の事務処理　(1)　開示依頼書を受理した日から開示(交付)までの所要日数は、当該診療報酬明細書等の抽出作業、保険医療機関等への事前確認等のため1か月程度要します。　(2)　開示(交付)方法については、「診療報酬明細書等開示依頼書」で指定された方法により交付します。なお、郵送による交付を希望された場合には、通常郵便で「親展」扱いによる送付となります。7　部分開示・不開示決定に関する照会について　部分開示・不開示に関する照会については、市民課国民健康保険グループにおいて受け付けております。8　その他　(1)　診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容のすべてが記載されているものではないことをご理解願います。　(2)　開示することによって、被保険者の生前の意思や名誉との関係で問題があるおそれがあると判断された診療報酬明細書等は、開示できませんのでご理解をお願いします。　(3)　開示依頼があった診療報酬明細書等について、いずれかの事情によりその存在が確認できない場合は、ご依頼におこたえできないことをご了承願います。 |

(裏面)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 「診療報酬明細書等の開示依頼書」を提出等の際、開示依頼をされる方の本人確認に必要な書類 | 　 |

①　遺族の方が開示依頼する場合

　　　次のア又はイの書類(本人確認書類)

|  |
| --- |
| ア　次のうちいずれか1点　　個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書、海技免状、小型船舶操縦免許証、電気工事士免状、宅地建物取引主任者証、教習資格認定証、船員手帳、戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書イ　次のうちいずれか2点(a＋a又はa＋b)　a　国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳及び基礎年金番号通知書、国民年金・厚生年金保険又は船員保険の年金証書、共済年金又は恩給の証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、開示依頼書に押印した印の印鑑登録証明書　b　学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの、国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの(アに掲げる書類を除く。) |

②　遺族の法定代理人が開示依頼する場合

　　　法定代理人の上記の本人確認書類のほか、法定代理人であることを確認できる次の書類(開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

　　　・　戸籍謄本(抄本)

　　　・　住民票

　　　・　後見登記等に関する法律による登記事項証明書

　　　・　家庭裁判所の証明書

　　　・　その他法定代理関係を確認し得る書類

③　遺族の任意代理人が開示依頼する場合

　　　任意代理人の上記の本人確認書類のほか、次の書類(開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

　　　・　遺族の署名・押印のあるレセプト開示依頼にかかる委任状

　　　・　委任状に押印された印の印鑑登録証明書

○　遺族と被保険者の関係を確認できる書類

　　　上記のいずれの場合においても、被保険者の死亡の事実及び遺族であることを確認できる次の書類

　　　・　戸籍謄本(抄本)

　　　・　住民票(除票)

　　　・　死亡診断書

※　郵送により開示依頼を行う場合は、上記書類の写しに加え、依頼者の住民票の写し(開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を提出してください。